

## 1. 議 案

第118回 福島市都市計画審議会に次の議案を提出する。

議案番号	件名	決定区分	頁	備考
議案第263号	特殊建築物の敷地の位置について (建築基準法第51条ただし書による許可)	福島県	2	

令和2年6月26日

福島市都市計画審議会長

## 特殊建築物の敷地の位置について（福島県決定）

### （建築基準法第51条ただし書きによる許可）

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議する。

名称	位置	面積	用途	備考
ケイワ・リサイクルセンター福島	福島市荒井字北一ノ坂3-40, 3-4, 3-6, 3-13, 3-35, 3-43, 3-44, 3-47, 3-51, 3-52, 3-53	61, 528. 93 m <sup>2</sup>	産業廃棄物処理施設 廃プラスチック類 処理能力：84. 11 t / 日 木くず 処理能力：168. 00 t / 日 がれき類 処理能力：300. 00 t / 日	申請人 恵和興業株式会社 代表取締役 笹川 慎太郎 宮城県仙台市泉区 西田中字杭城山 5 5 - 6

「区域は計画図表示とおり」

### 理由

当該施設は、福島市荒井地内に建設系混合産業廃棄物の破碎選別施設、木くずの破碎施設を平成17年に一般廃棄物処理施設として建築基準法第51条ただし書の許可を得て操業しております。

本計画により設置される産業廃棄物処理施設の処理施設の処理能力が建築基準法第51条ただし書の規定で定める規模を超えることから、建築基準法第51条ただし書の許可を得ようとするものです。

### 【当該地の都市計画制限】

都市計画の状況	状況
区域区分	市街化調整区域
用途地域	無指定